

議 事 日 程

開議日時 令和6年11月27日(水)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(総務消防委員会)
- 第3 議第134号 京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第135号 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第136号 京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第137号 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第138号 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第139号 京都市錦林市宮住宅新K2棟及び新K3棟(仮称)新築工事請負契約の締結について
- 第9 議第140号 京都市新北庁舎(仮称)新築工事請負契約の変更について
- 第10 議第141号 京都市新北庁舎(仮称)新築工事(電気設備工事)請負契約の変更について
- 第11 議第142号 京都市新北庁舎(仮称)新築工事(空気調和及び衛生設備工事)請負契約の変更について
- 第12 議第143号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について
- 第13 議第144号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事(電気設備工事)請負契約の変更について
- 第14 議第145号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事(空気調和及び衛生設備工事)請負契約の変更について
- 第15 議第146号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について
- 第16 議第147号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事(電気設備工事)請負契約の変更について
- 第17 議第148号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事(空気調和及び衛生設備工事)請負契約の変更について
- 第18 議第149号 指定管理者の指定について(京都市環境保全活動センター)
- 第19 議第150号 指定管理者の指定について(京都市勸業館)
- 第20 議第151号 指定管理者の指定について(京都市菊浜特別養護老人ホーム)
- 第21 議第152号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第22 議第153号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第23 議第154号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第24 議第155号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第25 議第156号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第26 議第157号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第27 議第158号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第28 議第159号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第29 議第160号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第30 議第161号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第31 議第162号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第32 議第163号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第33 議第164号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第34 議第165号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第35 議第166号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第36 議第167号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第37 議第168号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第38 議第169号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第39 議第170号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)

- 第40 議第171号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第41 議第172号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第42 議第173号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第43 議第174号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第44 議第175号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第45 議第176号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第46 議第177号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第47 議第178号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
 第48 議第179号 市道路線の認定について
 第49 議第180号 市道路線の廃止について
 第50 議第181号 損害賠償の額の決定について
 第51 議第182号 損害賠償の額の決定について
 第52 議第183号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第53 議第184号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第54 議第185号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第55 議第186号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第56 議第187号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第57 議第188号 当せん金付証券の発売金額について
 第58 議第189号 公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
 第59 議第190号 令和6年度京都市一般会計補正予算
 第60 議第191号 令和6年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算
 第61 議第192号 令和6年度京都市介護保険事業特別会計補正予算
 第62 議第193号 令和6年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算
 第63 議第194号 令和6年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算
 第64 議第195号 令和6年度京都市市公債特別会計補正予算
 第65 議第196号 令和6年度京都市水道事業特別会計補正予算
 第66 議第197号 令和6年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算
 第67 議第198号 令和6年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算
 第68 議第199号 令和6年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算
 第69 議第200号 京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 第70 議第201号 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
 第71 議第202号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 第72 議第203号 京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 第73 議第204号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 第74 議第205号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
 第75 市会議第16号 京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
 第76 市会議第17号 京都市立学校の学校給食費の助成に関する条例の制定について

~~~~~  
 [午前10時1分開議]

**議長（西村義直）**ただ今から、令和6年京都市会定例会11月市会を開きます。

なお、今市会の審議期間は本日から12月11日までの15日間といたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

~~~~~  
議長（西村義直）本日の会議録署名者を指名いたします。橋村芳和議員と北山ただお議員とにお願いいた

します。

~~~~~  
**議長（西村義直）** この場合、議長から御報告申し上げます。

崇仁親王妃百合子殿下におかれましては、去る11月15日に薨去されました。議長といたしましては、弔電を發しますとともに、京都御所に赴き弔意を表してまいりました。この旨御報告いたしておきます。

次に、市長から損害賠償の額の決定についての専決処分の報告が参っております。この写しは、お手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和6年8月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました陳情267件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第2、**請願審査結果について**を議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、総務消防委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって、本件は、総務消防委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第3ないし日程第74、**議第134号京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか71件、以上72件を一括議題**といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） おはようございます。本日、11月市会の開会に当たり、市会議員の先生方の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本議会に御提案申し上げます議案は、補正予算が10件、条例の改正が10件、契約議案が10件、指定管理者の指定が30件、その他の議案が12件の合計72件でございます。

御審議をお願いするに当たり、本議会に御提案しております議案のうち、補正予算につきまして、私から御説明申し上げます。

この度の補正予算は、令和5年度の決算黒字等を活用し、人事委員会勧告等を踏まえた職員の給与改定等を行うため、計70億9,900万円を補正しようとするものでございます。

まず、職員の給与改定についてでございます。

この間、市会でも様々に御議論いただき、私自身も申し上げてまいりましたが、社会的課題に対し、地域や御尽力される関係者との間で結節点としての役割を果たす市役所の職員の確保は、非常に重要な課題であると認識しております。そのため、人事委員会からの勧告及び報告を尊重し適切に反映させてまいります。

また、意欲高く挑戦できる組織風土の醸成に向け、若手職員の活躍の場の創出や、働き方改革、働きやすい職場環境の整備などに引き続き取り組み、公共人材の確保に努めてまいります。

次に、税務システム等の標準化に向け、専門的知見を有する事業者からシステム移行に向けた業務分析等の支援を受ける経費を計上するとともに、債務負担行為を設定いたしております。

最後に、全員制中学校給食の実施に係る給食センター整備運営事業について、債務負担行為を設定いたします。

この間、市会をはじめ教育委員会でも御議論いただき、一部、民間調理場も活用することにより、安定的な運営体制を構築したうえで給食センターの整備を進めることといたしました。

給食センター方式であっても、地域からの食材調達といった地産地消の取組、創意工夫にあふれた献立や食育への積極的な取組などを通じ、温かみのある、生徒さんはもちろん地域の方々からも喜ばれる給食として、全国からも京都方式と呼ばれる給食となるよう教育委員会と共に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

その他、本議会に御提案申し上げております各議案の概要につきまして、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西村義直） 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

副市長（岡田憲和） それでは、私から、本議会に御提案いたしております各議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議第190号令和6年度京都市一般会計補正予算などの補正予算10件につきましては、先ほど、市長から御説明を申し上げたとおりでございます。

次に、条例の改正についてでございます。

まず、議第134号京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律施行令の定数の基準に従い、農地利用最適化推進委員の定数を改定しようとするものでございます。

次に、議第135号京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、障害者自立支援対策事業等に関する事務を、個人番号の利用範囲に定めようとするものでございます。

次に、議第136号京都市建築基準条例の一部改正は、建築基準法の一部が改正され、耐火建築物の定義が改められたことに伴い、当該建築物の取扱いを定めようとするものでございます。

次に、議第137号京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部改正は、地方分権一括法の施行により、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第138号京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正は、吉祥院宮ノ東町地区地区計画、西京桂坂地区計画及び向島国道1号周辺地区地区計画の決定により、各区域の地区整備計画を変更したことに伴い、各区域内における建築物の用途の制限を変更しようとするものなど規定を整備しようとするものでございます。

続きまして、給与改定関連の条例でございます。

議第200号京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議第201号京都市職員給与条例等の一部改正、議第202号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例等の一部改正、議第203号京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正及び議第204号京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部改正は、人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の給料表や、期末手当、勤勉手当の支給月数等を改定しようとするものでございます。

条例の改正につきましては、以上でございます。

続きまして、契約議案でございます。

初めに、議第139号は、京都市錦林市営住宅の、仮称でございますが、新K2棟及び新K3棟の新築工事について、請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第140号から議第148号までの9件は、いずれも請負契約の変更であり、（仮称）京都市新北庁舎新築工事、西陵中学校区小中一貫教育校新築工事及び小栗栖中学校区小中一貫教育校新築工事について、工事内容の変更や賃金及び材料価格の上昇等に伴い、建築主体工事、電気設備工事、並びに空気調和及び衛生設備工事について、それぞれ請負金額を変更しようとするとともに、小栗栖中学校区小中一貫教育校新築工事につきましては、工程の変更に伴い、しゅん工期間を変更しようとするものでございます。

契約議案につきましては、以上でございます。

続きまして、議第149号から議第178号までの30件は、いずれも指定管理者の指定であり、環境政策局、産業観光局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局が所管する公の施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、議第179号及び議第180号は、市道路線の認定及び廃止でございます。

次に、議第181号及び議第182号は、いずれも損害賠償の額を決定しようとするものであり、議第181号は、

生活保護事務における事務け怠に伴うもの、議第182号は、街路樹の管理かしに起因する事故に係るものでございます。

次に、議第183号から議第187号までの5件は、本市が有する債権について支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。

次に、議第205号は、指定障害福祉サービス事業者について、訓練等給付費を本市に不正に請求し当該給付費を受領していたため本市に損害が発生したことから、当該損害に相当する額及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございます。

次に、議第188号当せん金付証券の発売金額は、令和7年度に発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売金額を定めようとするものでございます。

最後に、議第189号公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更の認可は、新たに大学施設の貸出しを開始するに当たり、施設利用料等の徴収を行うため、法人から認可申請があったことを受け、これを認可しようとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の概要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますように、お願い申し上げます。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第75及び日程第76、**市会議第16号京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。**

これらの案の説明を求めます。加藤あい議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

**加藤あい議員** 日本共産党京都市会議員団14名と井崎議員共同で、市会議第16号京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例、市会議第17号京都市立学校の学校給食費の助成に関する条例の制定を提案していますので、提案説明を行います。

市会議第16号は、医療費の支給対象を拡大する必要があるため、その措置を講じるものです。

以下、要点を説明します。

第1に、支給対象の子供の年齢の上限を15歳との定めを18歳に変更します。その際、対象年齢の引上げにより一部成人が含まれてくるため、支給を受けることができるものを明らかにする規定を加えています。

第2に、支給の方法及び範囲は、現物給付・一部負担金・月200円を、通院、入院とも18歳まで引き上げます。議会に付与されている権限が条例制定権であるため、現行規則での定めを条例に引き上げています。

第3に、施行期日は、準備期間を見越して、2025年9月としました。追加の必要経費は、中学生の通院分で約3.2億円、高校生で約8億円の合計約11.2億円です。政令市では、既に14都市が18歳まで入院・通院とも助成しています。来年度から入院を18歳まで助成する予定である札幌市を入れると15都市となります。京都府内では、26市町村のうち18自治体が18歳まで助成しています。現物給付・一部負担金・月200円が小学校まででとどまっているのは京都市のみとなっています。本条例は、府内市町村で最も遅れた本市制度を率先して前に進めるものです。府市協調により京都府からの支援金が拡充されれば、本市財源は別の子育て支援に充てるべきであると考えます。

我が党は従前から、子供の医療費18歳まで実質ゼロを求め、昨年12月にも決議を提案しました。子ども医療費支給制度について、一刻も早く京都市が上乗せし、小学校卒業までと同様に18歳まで無料の制度となるよう更なる拡充を求めるとして、府の制度にとどまらず本市の上乗せを求めています。この分野の遅れを取り戻すことが市政運営上極めて重要で喫緊の課題だと認識は、党議員団の一貫した立場であることも申し添えておきます。

次に、市会議第17号についてです。本条例は京都市立の小中学校の給食費を助成する新たな条例です。目的は、保護者の負担を軽減するとともに、学校給食の質の維持向上を図り、子育て支援及び教育の充実に資することとし、助成額は学校給食費の総額としています。選択制中学校給食を注文していない場合やアレルギー、不登校等で給食を食べていない場合も相当額を支給する規定を設けました。追加の必要経費は、小学校で約25億円、中学校で約14億円、特別支援学校小学部・中学部で2,900万円の合計約40億円です。

文部科学省調査によりますと、全国1,794の教育委員会のうち775か所が無償化に踏み出しています。

以下、提案理由を述べます。

第1は、若い人から高齢者まで住み続けられる京都市を創るためです。

本市が極めて深刻な人口流出状況にあることは周知の事実です。2023年における、20代の東京都及び大阪府への転出と転入を差し引きすると2,589人の人口流出、30代における周辺自治体への転出入の差引きは1,658人の人口流出です。本市の合計特殊出生率は1.08と、記録が残る1970年以降、過去最低を更新しました。多くの市民が高齢化の中で地域コミュニティの維持に苦勞しています。本条例によって若い世代が住み続けられる環境を整えることは、地域コミュニティの活性化にもつながります。すなわち、子育て支援は地方自治体の一丁目一番地の取組であると考えます。

市長は、市政の総点検を踏まえ、投資的経費の170億円上限の見直しを示唆し、これまでの市政を過少投資だったと言われていました。子育て環境日本一などと主張して、市民から反感を買ったのが門川市政でした。松井カラーと言われるのであれば、子育て支援の過少投資を見直して大胆な拡充こそ進めるべきです。本条例はそうした市政運営にも資するものです。

第2は、子育てに係る経済的負担の軽減が子供や保護者の権利保障であるからです。

党市会議員団のアンケートでは、京都市は、子育てしやすいと思いますかとの設問に、はいと答えたのは僅か1割でした。黒字を確保できているなら、未来を担う子どもたちの給食無償化に使ってほしい、滋賀に移住した家族が私の周りだけでも2世帯もいます。理由は滋賀県の子育て支援の充実です。京都の未来のために税金を使ってください、お金の心配なく子育てをしたいなどの声が寄せられました。

2019年に取り組まれた京都市の調査では、昼食を食べない日がある中学生が7.7パーセントもありました。健康に不安を抱えている経済的に困窮している家庭を医療から遠ざける医療費負担でよいのか、現物給付がとても大事ではないかと長年にわたり子供の医療費を無料にする運動が取り組まれてきました。給食費についても同様です。義務教育は無償と言いながら、年間5万円もの給食費は、隠れ教育費負担の大きな比重を占めています。

あるNPOのアンケートでは、困窮家庭の物価高騰に関する影響調査で、親の食事を減らしたり抜いたりしているとの回答が半数にも及んでいます。経済的格差が子供の権利保障の対極にあることを考えたとき、子育ての経済的負担軽減を進めること、すなわち、公費負担により子育てを支えることは、子供や保護者の権利保障を進める市政であるということ強く訴えたいと思います。

第3は、議案提案権を持ち、議決機関である議会が、新京都戦略、すなわち、新市長の中期的な行財政運営の方針発表を前にして、条例を制定する意義は大変大きいからです。

本市財政は、昨年度決算は88億円の黒字。黒字は3年連続となりました。財政調整基金は、災害対応等を除いて約20億円、過去負債の返済35億円と100億円規模の財源を見込むことができます。加えて、今後の無駄な大型公共事業を抑制し、大企業への超過課税を進めるなども視野に入れば、今回お示しした二つの施策の追加経費50億円の捻出は十分可能であります。

さきの統一地方選挙において、子育て支援策の拡充を公約された議員の方は多いのではないのでしょうか。地方自治法第112条第2項は、議員定数の12分の1以上で議案提案ができるとしています。本市会では、6人以上です。今回の提案は、その権限を行使し、市民の暮らしを応援しようとするものであります。そして地方自治法第138条の2の規定により、市長は、条例に基づく事務を、誠実に執行する義務を負うとされています。議会としての権限を最大限いかして、市民利益に資する取組を是非とも前に進めたいと考えます。

各党派、議員の皆さんが御賛同いただきますよう心から呼び掛けまして、提案説明といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

議長（西村義直） 本日の審議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会します。

〔午前10時25分延会〕

~~~~~

議 長 西 村 義 直

署名議員 橋 村 芳 和

同 北 山 ただお